

承 諾 書

年 月 日

一般社団法人岐阜県トラック協会
会 長 山 口 嘉 彦 殿

住 所
企業名
代表者

㊟

私は、今般、第48回近代化基金融資の推薦申込みを行うにあたり、推薦融資を借受けた場合に貴協会から受ける利子補給について、後日、貴協会において、近代化基金運営要領の5の(7)に定める利子補給の制約条項の①または②のいずれか一に該当すると認められた場合は、利子補給を打ち切られ、且つ既往の利子補給分の金額を貴協会の請求あり次第異議申し立て等一切行わず直ちにお支払いすることを承諾いたします。

近代化基金運営要領抜粋

5 (7) 利子補給の制約

- ① 借入者が、正常な取引を維持することが困難であると判断される場合（例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、協会の資格を失ったときおよび会員の義務を果たさない等。）は、委員長の承認によって、利子補給を打ち切るものとする。
- ② この制度によって融資を受けた者が、正当な事由がなく、申請に係る事業計画と異なるものに融資を転用した場合は、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分の繰り上げ償還の措置を取るものとする。